



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第30号

今回のテーマ：異常な増値税専用発票に要注意！万が一取得した場合の処理について

近年、税務システム「放管服」改革を持続的に推進し、ビジネス環境を最適化させ、市場とイノベーションを後押ししたことで、納税者の満足度は徐々に向上した。しかし、この便利化の措置を悪用し、事実上経營業務がない、発票発行のための「ダミー会社」を登録して増値税専用発票を騙取し、虚偽の発票を発行してから速やかに逃走（失踪）する等、悪意をもって税収監督管理から逃れる少数の不法分子が、税収秩序を深刻に攪乱させ、遵法経営する納税者の権利と利益を大きく侵害している。そこで、税収ガバナンスシステムとガバナンス機能の近代化の促進、税収監督体制の健全化、発票の虚偽発行の抑制、税収秩序の維持、ビジネス環境の最適化、そして納税者の正当な権利と利益を保護するために、国家税務総局は「異常増値税控除証憑管理等に関する事項の公告」（国家税務総局公告2019年第38号）を制定した。

主な内容

一、次の増値税専用発票は、異常増値税控除証憑（以下、「異常証憑」と略称する）の範囲とする。

- 納税者が紛失・盗難した税控除専用設備の中にある未発行、或いは発行したがアップロードされていない増値税専用発票
- 非正常の納税者が税務機関に申告していない、或いは規定通りに納税していない増値税専用発票
- 増値税発票管理システムにおいて発覚した、「照合不一致」・「綴り紛失」・「無効」の増値税専用発票
- 税務総局、省税務局のビッグデータ分析により発覚した、納税者が発行した虚偽発行の疑いのある増値税専用発票、規定通りに消費税を納付していない等の状況
- 「逃走（失踪）企業が発行した増値税専用発票の認定処理に関する公告」（国家税務総局公告2016年第76号）の第二条第一項に規定されている増値税専用発票。詳細は次の通りである。
 - ① 商業貿易企業において、仕入・販売貨物の名称が大きく乖離する場合。製造企業において、実際の製造加工能力が無い、且つ委託加工もない、或いは投入した製造状況と販売状況が一致しない、或いは仕入れた貨物が製造・販売に使用不可、且つ委託加工もない場合。
 - ② 直接逃走（失踪）して税金申告・納付をしていない、或いは税金申告をしたものの増値税納税申告表の関連欄に記入することによって、税務機関の審査照合を回避し、虚偽申告をしている場合。
- 増値税一般納税者が異常証憑を控除申告して、同時に次の状況に該当する場合、対応する発行された増値税専用発票は異常証憑の範囲に含まれる。
 - ① 異常証憑の仕入増値税累計額が同期増値税専用発票の仕入増値税額の70%以上を占める場合。
 - ② 異常証憑の仕入増値税累計額が5万元を超過する場合。

二、増値税専用発票が異常証憑の範囲に含まれる場合、どのように処理すればよいか。

- (一) 仕入増値税控除申告をしていない場合、暫定的にその控除を承認しない。既に仕入増値税控除申告をした場合、別段の定めがある場合を除き、一律に仕入増値税振替処理をしなければならない。
- (二) 輸出還付申告をしていない、或いは既に輸出還付申告をしたものの未だ還付していない場合、別段の定めがある場合を除き、暫定的にその輸出還付を認めない。「免除・控除・還付」の方法を適用する納税者が既に輸出還付をした場合、異常証憑の範囲内の増値税専用発票に記載されている仕入増値税を振替なければならない。「免除・還付」の方法を適用する納税者が既に輸出還付した場合、税務機関は異常証憑の範囲内の増値税専用発票に相応する還付税額を追徴しなければならない。

なお、納税者が還付金の騙取による輸出還付停止期間中に取得した増値税専用発票が異常証憑の範囲に含まれる場合は、上記二（一）に従う。

- (三) 消費税納税者が仕入或いは委託加工により回収した納税済の消費品を、原材料として更に課税消費品の生産のために使用する際、消費税の控除申告をしていない場合、暫定的にその控除を承認しない。既に消費税の控除を申告した場合、当期の控除すべき消費税額から振り替えなければならない。振り替えきれない場合、追加納付しなければならない。
- (四) 異常証憑を取得した納税信用格付 A 級の納税者が、既に仕入増値税控除・輸出還付或いは消費税控除の申告をした場合、税務機関からの通知日から 10 営業日以内に、主管税務機関に事実確認を申請することができる。税務機関の確認結果により、現行の増値税の仕入税額控除、輸出還付或いは消費税控除の関連規定に該当する場合、仕入増値税振替、還付税金の追加納付、消費税振替等の処理は不要となる。納税者が期限までに確認申請をしていない場合、期限後に上記の仕入増値税振替、還付税金の追加納付、消費税振替等の処理をしなければならない。
- (五) 納税者は税務機関が認定した異常証憑に対して異議がある場合、主管税務機関にその事実確認を申請することができる。税務機関の確認結果により、現行の仕入増値税税額控除或いは輸出還付の関連規定に該当する場合、納税者は改めて仕入増値税控除或いは輸出還付申告をする。消費税控除の規定に該当し、且つ消費税納付済である場合、納税者は改めて消費税控除申告を行う。

三、特殊納税者に対する特別規定

- 税務総局、省税務局のビッグデータ分析において税務リスクがあると判断された場合、納税者はオフラインで発票を発行してはならない。なお、その発票発行ソフトウェアの使用者は必ず税務機関の指定した方法により身分情報の実名認証をしなければならない。
- 新規登録した一般納税者は、初回の発票発行日から 3 ヶ月間はオフラインで発票を発行してはならない。但し、関連規定によりオンライン税務関連業務が不要或いは税務リスク条件に該当しない特定納税者を除く。

お見逃しなく

- 税控除専用設備とは金税カード、IC カード、カード読取機およびその他設備を指す。
- 税控除専用設備を取得後、まず初めに初期パスワードを速やかに修正し、万が一設備を紛失しても情報が盗まれないよう、注意が必要である。
- 取引を頻繁に行っていない取引先に対して、正常納税者であるか否かを適時にチェックしてください。
- 偽造防止税金管理システムにて増値税仕入発票を認証する際、定期的にその認証結果を確認することで、早いうちに税務機関に異常証憑と認定された発票の有無を適時にチェックすることを勧める。
- なるべく早期に増値税仕入発票の認証手続きを行い、早期に税務機関に異常証憑と認定される発票を発見し、早期にその対応を行う必要がある。
- 納税信用格付 A 級の納税者は緩衝期間内に、まずは事実確認の申請を行い、税務機関の確認結果により、税額振替の必要性を確認する。A 級以外の納税者も事実確認を申請することはできるが、税務機関の要求に従い、先に税額振替を行わなければならない。その後税務機関の確認結果により、控除可否を改めて確認できる。
- 企業は納税信用格付の維持を非常に重視しなければならない。

以上